

## **[事案 30-269] 損害賠償請求**

・令和元年 10 月 18 日 和解成立

### **<事案の概要>**

年金受給開始前に年金受取人名義を変更すれば贈与税は発生しないと募集人から説明されたこと等を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

契約者を配偶者、被保険者および年金受取人を申立人として、平成 7 年 12 月に個人年金保険を契約したが、募集人から、年金受給開始前に年金受取人を配偶者に変更すれば贈与税はかからないと説明されたにもかかわらず、実際にはそのような手続きはできず、贈与税を負担することになった。正しい説明を受けていれば、当初から年金受取人を配偶者にしていたので、発生した贈与税相当額を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人が主張するような誤説明をしたことはない。
- (2) 契約者を配偶者、年金受取人を申立人とする形態は申立人側の意向通りであったことから、募集人の説明内容にかかわらず、申立人の年金受給に対して贈与税は課税されていた。
- (3) 今後発生しうる相続や贈与について予測することはできず、今般の贈与税負担により申立人に損害が生じているかどうか定かではない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、正しい説明を受けていれば当初から年金受取人を配偶者にしていたという申立人の主張を前提とした贈与税相当額の損害発生は認められないものの、募集人による誤説明があったこと等から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。